# イギリスにおける法人税改革と インテグレーション(上)\*

## 鶴田廣巳

(目 次)

- I イギリスにおける法人税制の変遷
  - 1. イギリスにおける法人課税の推移
  - 2. インピュテーション制度の成立とその特徴
  - 3. サープラスACT問題の展開

(以上,本号) (以下、次号掲載予定)

- Ⅱ インピュテーション制度の変容とその意味
  - 1. 2つの新制度の導入とその矛盾
  - 2. 偽装した配当課税軽減制度
- Ⅲ 改革の評価と展望

ヨーロッパにおける法人税制の調和に向けての研究の最初期のものに属するノイマルク委員会報告書は、クラシカル・システムに基づく法人税制度の導入を提唱した。しかし、その後はそうした考え方は国際的にも後退し、一時期クラシカル・システムはもはや過去のものとみなされるまでに至った。代わって法人税制の主流となったのは法人税と所得税のインテグレーション、とりわけインピュテーション制度の採用であった。

インピュテーション制度は、EU諸国の中では、まずフランスにおいて 導入され、ついでドイツ、アイルランド、イギリスへと広がっていった。 フランス、ドイツ、イギリスといったEUの中でも主導的な国においてイ

<sup>\*</sup> 本稿は、平成14年度関西大学在外研究員としての研究成果の一部である。

ンピュテーション制度が導入されたことで、この制度はいずれ他のEU諸国にも波及するものと予想されていたといってよい。

この方向は共同体諸国での共通インピュテーション制度の採用という形で、1975年8月、EC委員会が提案した指令草案においても追認された。そこでは、加盟国は法人所得税の税率を45%ないし55%の範囲に収斂させ、配当に対する法人税の負担を取り除くためにインピュテーション方式を採用すべきである旨が謳われていたからである¹¹。また、1992年のルディング委員会報告書も、インピュテーション方式ないし個人所得税率の軽減方式のいずれかにより税制統合を行うよう勧告した²¹。こうして、インピュテーション制度はEU内部での税制調和(tax harmonization)に向けての主要な目標のひとつに掲げられたのである。

しかし、法人税制の国際的な流れはあきらかに変化し始めたようにみえる。その兆候は、アイルランドがインピュテーション制度からクラシカル・システムへと復帰し、1990年代末以降にはイギリス、ドイツが相次いでインピュテーション制度から離脱して、むしろクラシカル・システムに近い方式に転換した現実に見出すことができる。2001年現在でみると、いまやEU15カ国のうちでインピュテーション制度をとるのは、フィンランド、フランス、イタリア、ポルトガル、スペインの5カ国にすぎなくなっている³)。かつては、EU諸国における法人税と所得税の統合方式の雛形とも目標ともみなされたインピュテーション制度が、EU諸国の中でも大きな

<sup>1)</sup> Commission of the European Communities (1975), "Proposal for a Council Directive Concerning the Harmonization of Systems of the Company Taxation and of Withholding Taxes on Dividend," *Intertax*, p.220 & pp.226-228.

<sup>2)</sup> Commission of the European Communities (1992), Report of the Committee of Independent Experts on Company Taxation, p.208.

<sup>3)</sup> クノッセンは、イギリスをなおインピュテーション制度を採用している国に分類しつつも、実際には、その配当救済率は純配当のわずか1/9にすぎず、実態はクラシカル・システムに接近していると評価している。Cf. Cnossen, Sijbren. (2001)、 Tax policy in the European Union: A Review of Issues and Options, Studies in Economic Policy No.5, OCFEB & Erasmus University of Rotterdam, pp.53-54.

イギリスにおける法人税改革とインテグレーション(上)(鶴田) (71)71 影響力を持つイギリス、ドイツの両国で廃止されたことは、各国の法人税制度のこれからのゆくえを考えるうえで重要な検討課題になっているといわなければならないであろう。

本稿は、まずイギリスにおいてインピュテーション制度の変容を促した 要因とその意味について考察することにしよう。

#### I イギリスにおける法人税制の変遷

#### 1. イギリスにおける法人課税の推移

1990年代末におけるイギリスの法人税制改革の意味を問う前に、まずイギリスの法人税制の展開についてインテグレーションに焦点を当てながら振り返ってみることにしよう。

イギリスが個人所得税とは独立の法人税を採用したのは、1965年財政法によってである。それ以前には、法人に対しては個人と同様、所得税が課税されていた<sup>4)</sup>。スケジュールDのケースI所得である事業所得を中心とする総所得について、資本控除などの利益調整を行った後の課税所得に標準税率(standard rate)により所得税の課税が行われたのである。配当課税の基本的な方式は、1842年の所得税の再導入以来1965年に至るまでのじつに120年以上の長期にわたり、会社が配当に対し標準税率により所得税を源泉控除し、会社が配当を行った場合には、会社はその源泉控除した所得税相当額を留保することによりすでに自らが納付した配当分に対する所得税を回収する、かくして二重課税の調整を行うというものであった。他方、株主はその受取り配当の純額(税引き額)を標準税控除前の額に引き戻し(グロス・アップ)、それを総所得に加え、その総所得から人的控除を差し引いた残額に対応する税率(軽減税率、標準税率、付加税率)を適

<sup>4) 1965</sup>年度以前のイギリスの法人課税制度の詳細については、たとえば、山崎広明 (1964)、「イギリスの証券税制」『証券研究』第10巻、34-49ページ、参照のこと。

用して算出された所得税額から配当についての源泉徴収税額を差し引く<sup>5)</sup>。こうして法人所得と配当所得の二重課税が調整されるとともに、配当所得について株主の適用税率により累進負担構造が確保されていたのである。いうまでもなく、個人の所得税率構造が比較的単純な場合には、この制度はうまく機能するが、累進税率構造になればその調整システムはおのずと複雑化せざるをえなかった。

なお、法人に対する所得税とは別に、第一次大戦以降、政府はいわば法 人実在説的な観点から法人所得に独自に課税を行うようになった 6)。その 嚆矢となったのは1918年の超過利潤税(Excess Profits Duty)であるが、 これは第一次大戦中の超過利潤を吸収することをねらいとするあくまでも 臨時的な措置として、21年には廃止された。しかし、37年に入ると再軍備 費を中心に膨張する財政需要をまかなうために国防税(National Defence Contribution) が導入され、法人、非法人によって営まれる事業の利潤に 対して課税されることとなった。ついで39年、超過利潤税 (Excess Profits Tax) が再び導入され、納税者は国防税と超過利潤税のうちの多 いほうを納付することとなり、通常は後者が課税された。46年に両税が廃 止された後、翌47年には利潤税(Profits Tax)が採用されたが、これは 国防税、超過利潤税と異なり、個人企業、組合企業を課税対象から除外す る一方、配当利潤に対して留保利潤よりも高い税率を適用した。それは、 配当を抑制し企業の内部留保を促進することを企図するものであった。し かし、58年には、利潤留保が巨額に上り所得税の累進負担を免れている当 時の実状から、配当と内部留保との差別税率を正当化する理由は乏しいと して、税率は一本化され、少なくとも会社利潤税に関しては配当、留保に ついて中立化された。また、会社利潤税は、個人の受取配当に適用される

<sup>5)</sup> 山崎広明 (1964), 同上論文, 72ページ, 参照。また, Gammie, Malcolm (1998), "UK Imputation, Past Present and Future," *Bulletin of International Bureau of Fiscal documentation*, p.431.

<sup>6)</sup> 山崎広明(1964), 同上論文, 34-37ページ, 参照。

イギリスにおける法人税改革とインテグレーション(上)(鶴田) (73) **73** 所得税に対しては、一貫して税額控除を認めなかった<sup>7)</sup>。

以上のように、1965年法人税が創設されるまでは、法人所得に対しては 所得税(標準税率)と利潤税が課税されており、法人に対する所得税は株 主に対する配当所得課税との二重課税の調整が行われていたが、利潤税に ついては調整は行われなかったのである。

65年に成立した独立の法人税は、それまでの法人擬制説的な法人課税の 方式から一転してクラシカル・システムに基づく方式を採用した。その概略は次のようなものであった<sup>8)</sup>。

- (1) 従来の法人所得税と利潤税を一本化し、法人税(Corporation Tax) を創設する。
- (2)配当について従来の源泉控除,法人内留保に代えて,企業は配当の際に標準税率により所得税を源泉徴収して課税庁に納付する一方,法人所得への法人税の課税と株主レベルでの受取り配当に対する所得税の課税とは相殺されず,完全な配当二重課税方式となった。新たにスケジュールF所得が新設され,配当所得をここに所属させた。
- (3) 法人が他の法人から受け取る配当は、すでに支払い側法人のレベルで所得税を源泉徴収しているため、「課税済み投資所得(franked investment income, FII)」として受取り側法人のレベルでは非課税とされた。そして、その受取り側法人がみずから配当を行う際には、受取り配当に係わる所得税と支払い配当に係わる源泉所得税とを相殺することが認められた。
- (4) 税率は、1964年度の所得税率41.25%、利潤税率15%の合計56.25% に対し、40%とされた。
- (5) イギリス企業が海外で納付した外国税については、旧税制のもとで

<sup>7)</sup> Teixera, Glória (1997), Taxing Corporate Profits in the EU: A Comparison of the Portuguese, British and Dutch Systems, Series on International Taxation, Kluwer Law International Ltd, pp.76-78; Gammie, M. (1998), op. cit.

<sup>8)</sup> 森恒夫 (1976),「イギリスの証券税制―1965年および1973年の改革を中心にして―」『証券研究』第49号, 29-30ページ, 参照。

は法人所得税および利潤税の合計に対して外国税額控除が認められたが、新税制においては法人税に対してしか外国税額控除が認められなくなり、そのためイギリスの法人税率よりも高率の外国税率の場合控除しきれない外国税額が残り、イギリスの海外投資はこの面からは不利となった。また、イギリスの株主が海外の企業から配当を受け取った場合の課税軽減制度も、その株主が海外企業の株式の少なくとも10%を保有しているイギリス企業である場合を除き、外国法人税に対する外国税額控除は認められないこととなった<sup>9)</sup>。

1965年法人税創設の最も重要なねらいは、ひとつには配当の二重課税によって法人の内部留保を促進すること、いまひとつは海外投資への抑制効果により国内の資本蓄積を強化することに置かれていたとされている<sup>10)</sup>。しかし、改革の結果は必ずしも政府の意図どおりに進行したとはいえなかった。クラシカル・システムへの転換は期待はずれに終わり、むしろ、現実のデータは内部利潤を再投資する企業が必ずしもより高い成長率を達成するわけではないとの事実を示していた<sup>11)</sup>。また、普通株配当は減少傾向を示したものの、留保収益はそれに見合って増加せずにむしろ停滞し、配当二重課税は株式発行の抑制から内部留保促進に向かうのではなく、むしろ社債依存の傾向を強めたことが示されている。さらに、もうひとつのねらいであった海外投資の抑制も、実際には企業収益に占める海外収益の比重が高まりをみせ、海外で納付した外国税の比率も上昇している点からみて、成功したとは評価できない<sup>12)</sup>。

こうした結果を受け、早くも1973年度にはクラシカル・システムから「部分的インピュテーション制度(partial imputation system)」として知られる制度に再度転換することとなったのである。

<sup>9)</sup> Prest, A.R. (1975), Public Finance in Theory and Practice, 5th ed., pp.379-380.

<sup>10)</sup> 森恒夫 (1976), 前掲論文, 31ページ。

<sup>11)</sup> Teixera, G. (1997), op. cit., pp.80–81.

<sup>12)</sup> 森恒夫 (1976), 前掲論文, 31-39ページ, 参照。

### 2. インピュテーション制度の成立とその特徴

1973年に実行されたイギリスの税制改革は3つの柱から成り立っていた。第1に、従来の個人所得税における所得税と付加税の二本立て制度を改め、単一の累進的個人所得税制を実現すること<sup>13)</sup>、第2に、イギリスのEC加入(1973年1月)に対応して付加価値税を導入し、仕入税、選択的雇用税を廃止すること、第3に、法人税の配当二重課税を是正し、自由な資本の活動を通じてイギリス経済の再生を可能にするための法人税制を確立すること、がそれである<sup>14)</sup>。

65年法人税を改革するにあたっての選択肢とされたのは、①西ドイツにならった配当軽減税率制度(split-rate system)、②インピュテーション方式、③65年以前の方式への復帰の3案であった<sup>15)</sup>。しかし、最後の案は真剣な検討対象とはされず、候補は前二者のいずれかに絞られていた。そして、インピュテーション制度が最終的に選択された背景には、2つのねらいがあったとされる<sup>16)</sup>。ひとつは、内部留保利潤に対する配当利潤の税制上の取り扱いの不均衡を取り除くことであり、いまひとつは企業に対する国際的な二重課税問題を回避するのを容易にするとの国際的な要因であった。なかでも重視されたのは、国際的な考慮であった。

配当軽減税率制度とインピュテーション制度とを比較した場合,前者を 採用すれば海外への支払い配当にも軽課税率が自動的に適用されるため, 税収を一方的に失うおそれがある。それを避けるために国内での支払い配 当と海外への支払い配当を区別して,後者だけを軽減税率の適用から除外

<sup>13) 1973</sup>年度の税制改正により、1909年度のロイド・ジョージの「人民予算」以来の歴史を持つ所得税の付加税(Surtax、当初はSuper Tax)が廃止され、単一の累進税率構造を持つ所得税に一本化された。所得税率は、30%の基本税率を最低税率として最高75%までの9段階の累進構造に改められた。Cf. Prest, A.R. (1975), op.cit., p.171.

<sup>14)</sup> 森恒夫 (1976), 前掲論文, 42-43ページ。

<sup>15)</sup> Gammie, M. (1998), op. cit., p.431. 森恒夫 (1976),同上論文,43-44ページ。

<sup>16)</sup> Teixera, G. (1997), op. cit., p.81.

することは、租税条約上の内外無差別待遇の原則に抵触し、国際的には認められない。他方、条約の再交渉により、税収喪失分をカバーするためにイギリスの源泉徴収税率を租税条約の相手国のそれよりも引き上げることも、条約上の相互主義の原則から認められる可能性はほとんどない。そのことは、アメリカ・西ドイツ租税条約の経験からも容易に予想できた。かくして、イギリスはインピュテーション制度の採用を選択したのである「7)。イギリスがこの制度の採用に踏み切るにあたり、予納法人税(Advance Corporation Tax, ACT)の採用によって税収の確保に見込みをつけることができるようになったことも重要な要因であった。

では、1973年から実施に移されたイギリスの部分的インピュテーション制度(partial imputation system)はどのような内容を持っていたのか。その概要を紹介しておこう $^{18)}$ 。

- (1) 法人所得は、配当と内部留保の区別なく、すべて一律に単一の法人 税率(73年度は50%)で課税されることとされた。
- (2) 実際の納付の仕方は、法人が配当を行うたびにまずACTを納付し、最終的にメインストリーム法人税(Mainstream Corporation Tax)を納付する際に、すでに納付済みのACTを精算する仕組みであった $^{19)}$ 。 ACTの税率は所得税の基本税率に連動しており、 $t_b/(1-t_b)$  により 算出された( $t_b$ は所得税の基本税率) $^{20)}$ 。したがって、発足当初は

<sup>17)</sup> この経緯については、Sato, Mitsuo. & Richard M. Bird (1975), "International Aspects of Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, pp.432 –436; McLure, Jr., Charles E. (1979), *Must Corporate Tax Be Taxed Twice*?, pp.89 –90; Gammie, M. (1998), *op.cit.*, p.433–434, などを参照。

<sup>18)</sup> Prest, A.R. (1975), op. cit., p.176.

<sup>19)</sup> いわゆる「グループ所得」制度を選択した親子会社間においては、配当を行う法人側ではACTの納付を免除され、また配当を受け取った法人の側でもそれについて法人税の納付を行う必要はなかった。ただ、このグループ課税制度は非居住企業には認められていなかった。そのため、欧州裁判所(ECJ)により、ACT制度が廃止された後に、「企業設立の自由」に反するとの判決が下された。Cf. Teixera, G. (1997), op.cit., pp.87-88.

<sup>20)</sup> Ibid., p.84.

イギリスにおける法人税改革とインテグレーション(上)(鶴田) (77) 77 30/70であり、その後、所得税基本税率が変更されるたびにそれに対応して変更された。メインストリーム法人税は、当該会計期間の全利潤に法人税率(50%)を乗じた金額から同期間中の配当に対するACTの額を差し引くことにより、算出される。

- (3)企業が納付すべき法人税額から控除を認められる「納付済みACT」の額には限度が設けられた。すなわち、その限度は、ACTと純配当との合計額が当該企業の課税対象所得を超えない範囲内とされた。これについては、次項でより詳しく説明する。
- (4)個人株主の受取り配当にACTを加算することによりグロスアップ配当額が算出され、これをベースとして所得税額が算出される。ついで、個人株主は、グロスアップ配当に対する所得税額からACTの額を税額控除として差し引くことができる。所得税の基本税率は当時30%であったので、基本税率を適用される株主は、このACTの税額控除システムにより追加納税の必要はなくなる<sup>21)</sup>。基本税率以上の累進税率を適用される株主の場合には、基本税率と限界税率との差に応じて所得税を納付する必要が生じる。また、その所得税額が税額控除額を下回る納税者の場合には(たとえば、人的控除以下の所得しか得られない納税者)、その超過分が還付されることになる<sup>22)</sup>。
- (5)課税を免除される株主,とりわけ年金基金などは、受取り配当に対し所得税を免除されるが、税額控除は認められるため、その分還付が行われることになり、きわめて大きな恩恵を受けた<sup>23)</sup>。

<sup>21)</sup> たとえば、配当を70とすると、ACTは30 (= $70 \times 30/70$ ) となり、したがってグロスアップ配当は100となる。個人株主が基本税率30%で課税されるとすると、100に対する所得税額30はACTと同額となり、株主が追加的に納税する必要はなくなる。Cf. Ibid.

<sup>22)</sup> Tontsch, Andreas (2002), "Corporation Tax Systems and Fiscal Neutrality: the UK and German Systems and their Recent Changes," *Intertax*, p.175.

<sup>23) 92</sup>年当時, イギリス国内企業の発行済み株式の保有シェアをみると, 年金基金は 31%を占め, 金融機関29%, 個人20%, 海外13%などとなっていた。年金基金や //

- (6) さきの税額控除が認められるのはイギリスの居住者のみであり、非 居住者には適用されない。
- (7)居住者である法人株主の場合、その受取配当は基本的に課税を免除される。その受取配当は法人税の課税を受けず、また、配当する企業の側で納付したACTは、配当を受け取る企業の側で税額控除を認められるからである。受取配当と税額控除はいわゆる「課税済み投資所得」として認定され、その税額控除額は受取企業が配当を行う場合にACTから控除することが認められた。こうして、一旦企業レベルでACTを納付して他企業に分配された配当所得は、それが最終的に個人株主に配分されるまでは追加的な課税を受けることはないことが保証された。なお、当然ながら、税額控除を受け取った法人株主がそれをみずからの法人税から控除することは認められず、また、受取企業が全面的ないし部分的に免税であるような特別の場合を除き、その税額控除が払い戻されることはない<sup>24)</sup>。
- (8) 非居住者(法人を含む)の受け取る配当もスケジュールF所得としてACTを課税されるが、その受取り配当には税額控除は認められていない。加えて、源泉徴収税が課税されるが、租税条約が適用される場合には税率は軽減される。

以上の部分的インピュテーション制度について,数値例を使って確認しておくと,表1および表2のとおりである。

まず、ここでの前提条件として、19X1年、19X2年、19X3年にイギリスに所在するA社が事業活動に従事しているものと仮定する。法人税率は50%、ACTの税率を30/70とする250。19X2年12月末までの会計期間にA社は

<sup>✓</sup> 金融機関などが配当課税のあり方に大きな関心を持つのは、こうしの実態を反映している。Cf. Teixera, G. (1997). op. cit., p.89.

<sup>24)</sup> Tontsch, A. (2002), op. cit., p.175; Teixera, G. (1997), op. cit., pp.86-87; Gammie, M. (1998), op. cit., p.430.

<sup>25)</sup> ちなみに、1973年度以降のイギリスの法人税率の推移を示しておくと、次のとおりである。すなわち、50% (1973年度)、52% (74~82年度)、50% (83年度)、1

#### 表1 A社のACT納税の仕組み

(単位:ポンド) 4月配当 1,250,000 (1) 535,714  $(1) \times 30/70$ (2)ACT (3)ACT納付(X2年7月14日)(2)より 535,714 500,000 (4) 10月配当 214,286 (5)ACT  $(4) \times 30/70$ 40,000 (6)B社からの受取配当 17,143 (7)税額控除  $(6) \times 30/70$ ACT納付予定 (X3年1月14日) (5)より 214,286 (8)17,143 (9) 税額控除 (7)より ACT納付(X3年1月14日)(8)-(9) 197,143 (10)A社のX1年度の最終税務申告 5,000,000 (11)課税対象利潤

納付済みACTの控除

(12)

(13)

(14)

法人税

 $(11) \times 50\%$ 

納付法人税額(X3年10月1日)(12)-(13)

(出所) Gammie, M. (1998), "UK Imputation, Past Present and Future." *Bulletin of IBFD*, Vol.52, No.10, p.430,を参考に作成。

(3)+(10)

表2 イギリスのインピュテーション課税

(単位:ポンド)

2,500,000

732,857

1,767,143

	. 11	F 000 000
(1)	A社利潤	5,000,000
(2)	ACT (表1より)	732,857
(3)	メインストリーム·タックス (1)×40%-(2)	1,767,143
(4)	個人株主への配当 (表1より)	1,750,000
(5)	税額控除 (4)×30/70	750,000
(6)	グロスアップ配当 (4)+(5)	2,500,000
(7)	グロスアップ配当に対する所得税 (6)×30%	750,000
(8)	マイナス税額控除 (5)より	750,000
(9)	納付すべき所得税 (7)-(8)	0
(10)	法人個人を通じた総税額 (2)+(3)+(9)	2,500,000

<sup>(</sup>注) 法人税率50%, ACT税率30/70, 所得税率30%とする。

<sup>(</sup>注) 法人税率50%. ACT税率30/70とする。

<sup>(</sup>出所) Gammie, M. (1998), ibid., p.432,を参考に作成。

500万ポンドの利潤を生み出し、同年4月と10月にそれぞれ125万ポンド、50万ポンドを配当する。A社はまた、B社(子会社ではない)の株式に投資しており、そこからその年11月に4万ポンドの配当を受け取る。

配当支払いの際には必ずACTを納付しなければならないので、A社は、4月に125万ポンドの配当に対し53万5714ポンドのACTを納付する。10月の配当時にも、同様に50万ポンドの配当につき21万4286ポンドのACTを納付する。ただし、翌年1月までのACT納付期限までにB社から4万ポンドの配当を受け取り、これについて1万7143ポンドの税額控除が認められるため、X3年1月には21万4286ポンドではなく19万7143ポンドのACT納付額となる。X2年末までの利潤が確定して、最終的に法人税の納付を行うX3年10月には、500万ポンドの利潤に対する法人税額は250万ポンドとなるが、すでにACTを73万2857ポンド納付済みのためその分の控除が認められ、追加して納付しなければならない法人税額は176万7143ポンドとなることが、表1から理解できる。

表2は、企業レベルでの法人税課税と、個人株主への配当に対する所得税課税とを総合したものである。仮定により株主への配当額は175万ポンド、これに対して75万ポンドの税額控除が認められ、両者を合計したグロスアップ配当額は250万ポンドとなる。この株主に適用される所得税率が30%と仮定すると、グロスアップ配当額に対する所得税額は75万ポンド、ここから税額控除分を差し引くことができるため、株主が納付しなければならない所得税額は、結局0ポンドとなる。こうして、配当二重課税の調整が行われるのである。

ただし、この方式のもとにあっては、完全インピュテーション方式とは 異なり、税額控除の額はACTに連動しているため、ACTの税率が法人税 率を下回る限り、配当に対するグロスアップ額(したがってまた、個人所 得税に対する税額控除額)は、配当にかかる法人税負担を完全に取り除く

¾45% (84年度), 40% (85年度), 35% (86~89年度), 34% (90年度), 33% (91~96年度), 31% (97~98年度), 30% (99年度以降)である。

イギリスにおける法人税改革とインテグレーション(上)(鶴田) (81) 81 ことはできない<sup>26)</sup>。このことを代数式で確認しておけば、以下のとおりである。

いま、配当をD, 法人税率を $t_c$ , 個人所得税率を $t_i$ , ACTの税率を $t_a$ とすると、完全インピュテーションの場合の個人・法人を通じた総税負担 $T_i$ が  $T_f = t_i D/(1-t_c)$ 

であるのに対し、イギリスのインピュテーション制度のもとでの税負担総額 $T_p$ は、法人の税負担 $t_c$ D/(1 –  $t_c$ ) と個人の税負担 $t_i$ D{1+ $t_a$ /(1 –  $t_c$ )} –  $t_a$ D/(1 –  $t_c$ ) との合計であるから、

$$T_p = t_c D/(1 - t_c) + t_i D\{1 + t_a/(1 - t_c)\} - t_a D/(1 - t_c)$$

となる。そこで、両者の差を求めると、

$$T_{p} - T_{f} = t_{c}D/(1 - t_{c}) + t_{i}D\{1 + t_{a}/(1 - t_{c})\} - t_{a}D/(1 - t_{c}) - t_{i}D/(1 - t_{c})$$

$$= D(1 - t_{i})(t_{c} - t_{a})/(1 - t_{c})$$

が得られる。イギリスのインピュテーション制度のもとでは、常に $t_c > t_a$  であるから、

$$D(1-t_i)(t_c-t_a)/(1-t_c) > 0$$

となる。要するに、 $T_p > T_f$ と、個人・法人を合計した税負担総額はイギリスのインピュテーション制度の場合の方が完全インピュテーション方式の場合よりも重くなる。イギリスの制度が、部分的インピュテーション制度と称されるゆえんである $^{27}$ 。

次に、イギリスのインピュテーション制度のもとでの法人税負担額は、完全インピュテーションの場合と同様に、 $t_c(D+R)/(1-t_c)$  である。個人株主の所得税負担額は、内部留保がない場合と同様に表すことができるから、 $t_iD\{1+t_a/(1-t_c)\}-t_aD/(1-t_c)$  である。したがって、個人・法人を合計した税負担総額 $T_p$ は、 $t_c(D+R)/(1-t_c)+t_iD\{1+t_a/(1-t_c)\}-t_aD/(1-t_c)$  となり、これと完全インピュテーションの P

<sup>26)</sup> Prest. A.R. (1975), op. cit., p. 370.

<sup>27)</sup> 法人所得の一部が内部留保される場合も結論に変わりはない。いま、内部留保をRとし、その算式を示しておけば、次のとおりである。まず、完全インピュテーション制度のもとでの法人税負担は、 $t_c(D+R)/(1-t_c)$ である。他方、個人株主の税負担のインピュテーションにもとづく税額控除後の所得税負担額は、 $t_iD/(1-t_c)-t_cD/(1-t_c)$ となる。したがって、両者を合計した税負担総額 $T_t$ は、 $t_c(D+R)/(1-t_c)+t_iD/(1-t_c)-t_cD/(1-t_c)=(t_cR+t_iD)/(1-t_c)$ で表される。

#### 3. サープラスACT問題の展開

イギリスの部分的インピュテーション制度を特徴づけるのは、ACTである。ACTは多面的な機能を果たし、それがいわゆる「源泉徴収税」に該当するのか、それともイギリス法人税制のインピュテーションの要素を構成するのか、あるいは、それは予納法人税なのかそれとも予納所得税なのか、などについて論争を巻き起こしてきた<sup>28)</sup>。

ACTが論争の的になってきたのは、いわゆる「サープラスACT (surplus ACT)」問題が深刻化したからである。「サープラスACT」とは、企業が配当の際にすでに納付したACTのうち、メインストリーム法人税と相殺できないものをさす $^{29}$ )。すでに説明したように、企業が納付すべき法人税額から控除を認められる「納付済みACT」の額には限度が設けられ、ACTと純配当との合計額が当該企業の課税対象所得を超えない範囲内とされた。いま、課税対象所得を I、純配当を D、ACTの税率を  $t_a$ 、控除可能なACTの限度額を  $t_a$ とすると、 $t_a$ 1 - D、 $t_a$ 1 =  $t_a$ 1 -  $t_a$ 1 Dだから、 $t_a$ 2 -  $t_a$ 3 -  $t_a$ 4 -  $t_a$ 4 となる。ACTがもしこの限度を超えれば、その超過分についてはメインストリーム法人税からの控除を認められないことになっており、そのためサープラスACTが生じることになる。たとえば、ある企業の課税対象所得を 100、ACTの税率を 30/70 とすると、控除可能な ACTの限度額は課税対象所得の 30% まで、つまり 30 であり、最大可能な配当金額は 70 となる。もし純配当が最大可能な限度を超えて行

<sup>、</sup>場合の税負担総額との差 $T_p - T_t$ は、 $t_c(D+R)/(1-t_c) + t_iD\{1+t_a/(1-t_c)\} - t_aD/(1-t_c) - (t_cR+t_iD)/(1-t_c)$ となる。これを計算してみると、 $T_p - T_t = D(1-t_i) (t_c-t_a)/(1-t_c)$ と、内部留保がない場合と同様の結果が得られる。つまり、内部留保を考慮に入れても、イギリスが採用したインピュテーション方式の方が完全インピュテーション方式よりも税負担は重く、配当についての二重課税の完全な調整は達成されていないことがわかる。

<sup>28)</sup> Teixera, G. (1997), *op. cit.*, pp.83–84; Tontsch, A. (2002), *op. cit.* pp.176–178; Gammie, M. (1998), *op. cit.*, pp.435–438.

<sup>29)</sup> Teixera, G. (1997), op. cit., p.91.

イギリスにおける法人税改革とインテグレーション (上) (鶴田) (83)83

われ、それゆえACTも限度額を超えて納付済みだとしても、法人税から控除を認められる金額は限度額の範囲内となるのである。ただし、サープラスACTは過去2年間に繰り戻し、なお解消しない場合には無期限に繰り延べて控除することができる<sup>30)</sup>。

一般に、サープラスACTは、以下のような場合に生ずるとされる<sup>31)</sup>。 例えば、ある企業がリセッションなどに遭遇して利潤の減少に見舞われたものの、この減少を一時的なものと考えて配当のカットを行わず、準備金から従来どおり配当を継続するようなケースである。こうした問題が生ずるのは、ある会計年度(12月末日に終了する1年間)に行われる配当支払いとACT納付との間にミスマッチがあり、配当の原資は前年度(ないしそれ以前の年度)の利潤であるのに対し、その配当の際に納付されたACTが相殺を認められる対象は配当が行われた年度のメインストリーム法人税だけだからである<sup>32)</sup>。

もうひとつのケースは、その利潤の多くを海外から得ているイギリス企業が、イギリスでの課税対象利潤と配当の分配の際に納付しなければならないACTとの間の恒常的なインバランスに陥るような場合である。この問題が顕在化するのは80年代後半から90年代以降になってからであるが、その原因は、1984年財政法において納付済みACTの控除を国際的な二重課税調整の後で行うよう規定されたことによるとされる<sup>33)</sup>。ただ、大規模

<sup>30)</sup> Prest, A.R. (1975), op. cit., p.374. 森恒夫 (1976), 前掲論文, 45ページ。繰り戻し期間は、その後、1988年所得税・法人税法により前6年間に延長された。Cf. Teixera, G. (1997), op. cit., p.91.

<sup>31)</sup> Bond, S., L. Chennells & M. Devereux (1996), "Company Dividends and Taxes in the UK," *Fiscal Studies*, Vol. 16, No.3, p.9.

<sup>32)</sup> Gammie, M. (1991), "Imputation Systems and Foreign Income: The UK Surplus ACT Problem and its Relationship to European Corporation Tax Harmonisation," *Intertax*, pp. 545-548;

<sup>33)</sup> Cf. Casson, Peter (1998), "International Aspects of U.K. Imputation System of Corporate Taxation," *British Tax Review*, p.497.

に海外事業を展開する多国籍企業などの場合には、1973年のインピュテーション制度導入のときから問題はすでに生じていた。法人利潤に占める外国源泉所得の割合が高まり、外国税額控除によってイギリスにおいてメインストリーム法人税を納税しない企業が増加するにつれて、そうした企業がイギリス国内で配当を行い、したがってACTを納付しても、そもそも納付済みACTを控除すべきメインストリーム法人税が存在しないためその控除は認められないという事態が一般的になり、ここに国際的なサープラスACT問題がクローズアップされてくるのである<sup>34)</sup>。そして、前者のケースでは景気回復などにより利潤が増加に転じればサープラスACTは解消することが予想され、その意味で問題は一過性のものにとどまる可能性があるのに対し、後者のケースは恒常的、継続的であり、問題はより深刻である。

表3は、前者のケースを示したものである。先の表2のケースにおいて、A社が19X2年に景気後退などにより利潤を減少させ、500万ポンドではなく150万ポンドしか実現できなかったと仮定する。しかし、同社は景気回

表 3 サープラスACT(一時的ケース)

(単位:ポンド) (1)想定配当 1,050,000 (2)ACT  $(1) \times 30/70$ 450,000 (3) 課税対象利潤 (1)+(2)1,500,000 法人税額の計算 (X3年10月1日) (5)課税対象利潤 1,500,000 (6)法人税 (5)×50% 750,000 (7)納付済みACTの控除(限度あり) (2)より 450,000 (8)納付法人税額(X3年10月1日) (6) - (7)225,000 (9)納付済みACT 732.857 (10)相殺可能ACT 450,000 (11)サープラスACT 282.857

<sup>(</sup>注) 法人税率50%, ACT税率30/70とする。

<sup>(</sup>出所) Gammie, M. (1998), ibid., p.430,を参考に作成。

<sup>34)</sup> Gammie, M. (1998), op. cit., p.432.

夷Δ	サープ:	ラスACT	(恒常的ケー	ス)
48 7		/ /\\\\	VIEDING /	· ·/

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		合計	海外源泉所得	国内源泉所得
(1)	イギリスでの受取所得	700	600	100
(2)	グロスアップ配当	700	600	100
(3)	配当	490	420	70
(4)	ACT $(3) \times 30/70$	210	180	30
(5)	イギリスのメインストリーム・タックス	50	_	50
(6)	イギリスでのACT控除可能額	30		30
(7)	追加納付税額 (5)-(6)	20		20
(8)	イギリスでの納付税額 (4)+(7)	230	180	50
(9)	納付済みACT	210	180	30
(10)	相殺可能ACT	30		30
(11)	サープラスACT	180	180	0
	[参考]		-	
(12)	外国源泉所得	1400		
(13)	外国法人税 (12)×49.6%	694	_	
$\frac{}{(14)}$	イギリスへの配当 (12) - (13)	706		
(15)	外国源泉徴収税(14)×15%	106	_	
(16)	イギリスの純受取配当 (14)-(15)	600		
(17)	グロスアップ配当 (16)+(13)+(15)	1400		
(18)	イギリスの法人税(17)×50%	700		
(19)	外国税額控除	700	=	
(20)	個人株主への配当	420	_	
()		l .		

- (注) 1) 外国の法人税率約49.6%, 源泉徴収税率15%は, 1400の海外源泉所得からイギリスで600の所得を受け取るものと想定した場合の, いずれも任意の税率である。
  - 2) 外国税額控除の対象となる外国税額は800だが、グロスアップされた外国源泉所得に対するイギリスの法人税額は700となるため、実際の外国税額控除はこの限度内でしか認められない。

180

3) イギリスの法人税率を50%, ACT税率を30/70とする。

ACT (30/70)

(21)

(出所) Gammie, M. (1991), "Imputation Systems and Foreign Income," *Intertax*, pp.545-548; Graham, J. (1992), "The EC Parent-Subsidiary Directive and UK Advance Corporation Tax: Abuses by the Tax Authorities?," *European Taxation*, Vol.32, No.10, などを参考に筆者作成。

復を予想して配当を維持するものとする。この場合、同社のX3年10月のメインストリーム法人税の納付の際には、150万ポンドの利潤に対する50%、75万ポンドの法人税から控除を認められるACTはすでに納付済みの

73万2857ポンドではなく、X2年の利潤から行われる想定配当(notional dividend)105万ポンドに対するACT45万ポンドが上限となる。したがって、納付済みACT73万2857ポンドと控除可能ACT45万ポンドとの差額28万2857ポンドがサープラスACTとなる。サープラスACTは過去6会計年度に繰り戻し、無期限に繰り越すことが認められているので、利潤が回復すれば、この場合に企業が被るサープラスACTはいずれ解消することも可能であろう。

他方、表4は後者の国際的なケースを示しているが、ここではサープラスACTは構造的であり、解消の見込みがない。国際的なケースの場合、イギリス企業は一般にその所得の多くを海外源泉から得ていることが通例である。そうした企業が、その海外源泉所得を株主に配当する場合、そのつどACTの納付を必要とする。ところが、そうした企業の場合、イギリスにおいては外国税額控除によりメインストリーム法人税そのものを納付しないため、納付したACTはそもそも相殺対象となるメインストリーム法人税を欠くことになり、結果として控除を認められない仕組みになっているのである。したがって、外国源泉所得が多い企業ほど、そしてその企業が外国源泉所得からの配当を増加させればさせるほど、サープラスACTが累積していく結果にならざるをえないのである。

以上のとおり、イギリスのインピュテーション制度をめぐる問題はサープラスACTの問題に収斂してきたといってよい。この問題の解決のためには、それがはたしてインピュテーション制度そのものに本来避けられない問題に由来するのか、それとも国際的な二重課税調整のあり方によるものなのかが明らかにされなければならなかった。しかし、イギリスが実際に採用した方策は問題の根本に取り組むというよりも、サープラスACT問題に対して弥縫的に対応しようとするものにすぎなかったのである。

(以下, 次号)